

企画競争提案説明書

令和 7 年札幌市告示第 3896 号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 9 月 1 6 日（火）

2 契約担当部局

〒003-8612 札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8 - 1 白石区複合庁舎 4 階

札幌市白石区市民部地域振興課まちづくり調整担当係（電話 011-861-2422）

メールアドレス shiroishi_chosei@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

「マスコットキャラクター活用による子どもの安全力を育む事業」アニメーション等制作事業

(2) 目的

当区では令和 6 年度に、主に年長～小学校低学年の幼児・児童をターゲットに、白石区マスコットキャラクターを主人公とし、防犯標語「いかのおすし」を題材とした絵本「しろっぴーとくろっぴーのえほん じぶんをまもる あいことば（以下、「絵本」という）」を制作した。本業務は、当該絵本を効果的に映像化することで、幼児、児童が実際に危険な目にあった際に、どのように動き、助けを呼び、周囲に知らせたらよいかについて視覚的かつ実践的に伝えるとともに、広く周知、活用し市民の防犯意識の向上に資することを目的とする。

(3) 業務内容等

別紙「業務仕様概要」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（火）まで

(5) 履行場所

白石区役所市民部地域振興課（札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8-1）

(6) 予算額(事業規模)

4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 企画提案を求める項目

別紙「業務仕様概要」のうち、以下について企画提案書を作成するものとする。

なお、実施すべき内容と同等以上の成果を得られる場合は、項目の内容等を一部変更した提案も認める。

(1) 基本的認識

子どもの防犯意識に関する概要や課題、子どもの安全力の向上に関する当該業務内容を十分に理解していることを示すこと。

(2) 業務遂行能力に関すること

業務の計画性、執行体制、業務実績等を、具体的に示すこと。

(3) アニメーションに関すること

以下について具体的に示すこと。

ア 表現方法について

別紙「業務仕様概要」の「4（1）アニメーション等動画の制作」について、「2 業務目的」を十分に理解したうえで、効果的かつ実践的な表現方法となっていることを示すこと。

なお、提案方法については、絵コンテまたはストーリーボードとすること。

また、原作となる絵本について事前に提供を希望する場合、各提案者あたり1冊を上限に上記2契約担当部局にて受領すること。

イ アニメーションの動き方について

動画の動き方、アニメーションの種類等がわかる、同程度のアニメーションのサンプルを示すこと。

ウ イラスト、キャラクターデザインについて

背景のイラスト及びキャラクターデザインについて実際の資料を提示すること。

なお背景のイラストはラフを1例、キャラクターデザインは「しろっぴー」「くろっぴー」のほか、人物1名の各1例を最低限必須とする。

エ ナレーション、音声、音響等について

雰囲気がわかるサンプルを示すこと。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、別紙「業務仕様概要」その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式1）を提出すること。

ア 提出期限

令和7年9月24日（水）17時まで（送付にあっては必着）

イ 提出方法

質問事項を簡潔にまとめた書面を電子メールにより、次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「（団体名）アニメーション等制作事業質問書」とすること。

メールアドレス：shiroishi_chosei@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和7年9月25日（木）以降、一括して白石区ホームページに掲載する。

7 参加手続き等

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限

令和7年9月26日（金）17時まで（送付にあっては必着）

イ 提出書類

参加意向申出書（様式2のとおり）

ウ 提出場所

上記2と同じ。なお、電子メール、FAXは受付不可とする。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和7年10月1日（水）17時まで（送付にあっては必着）

イ 提出書類

(ア) 提案書（任意様式）

提案書には上記5(1)～(3)で求める企画提案事項を記載すること。

ただし、上記5(3)イに示したアニメーションサンプル及びエに示したナレーション、音声、音響等のサンプルについては、概要の記載のみで可とし、実際のデータは下記8ウで指示する審査（ヒアリング）の場において放映、放送すること。

(イ) 別記 1 「提案書評価基準」に示した「評価(審査)に係る提出書類」

該当する実績を有する場合は提出すること。なお類似業務実績における作成動画については、掲載先 URL または動画を格納した電子記録媒体 (DVD) を提出すること。

ウ 提出方法

持参又は送付とし、正本 1 部を提出すること。

また、審査用として正本を複写した紙面 10 部を提出すること。なお、送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

(ア) 提案書類の正本には、提案者の法人名等、提案責任者名(提案者の指揮命令下にある者に限る。)を忘れずに記名すること。

ただし、審査用として提出する紙面 10 部及び審査(ヒアリング)において放映、放送するアニメーション、ナレーション、音声、音響等のサンプルには、審査の公平公正を期するため、会社名及び会社名を類推できる表現者氏名等を一切入れず、別の表現や伏字等で対応すること。

(イ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。

(ウ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。

(エ) 提案書類の提出は 1 者につき 1 案のみとする。

(オ) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(キ)の場合を除く。)は認めない。

(カ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(キ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員 5 名のほか本市職員以外の学識経験者等の委員 2 名(計 7 名)からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(※②)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記 9 「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり 2 つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記 1 「提案書評価基準」による。

分類 1	履行実績等	満点 70 点(配点 10 点×委員 7 名※①)
------	-------	---------------------------

分類 2	アニメーション制作	満点 700 点(配点 100 点×委員 7 名※①)
------	-----------	-----------------------------

計(合計値)	満点 770 点(最低評価基準点(※②) 460 点※①)
--------	-------------------------------

- ※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあつては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合ある。
- ※② 「最低評価基準点」は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

審査対象者に対して次のとおりヒアリングを行う。

(ア) 開催場所及び方法

審査対象者に対し別途通知する。(開催日は令和7年10月9日(木)を予定)

(イ) ヒアリング審査にあたっての留意事項

- a ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b ヒアリングの際に使用する資料等は、上記7(2)に基づき提出された提案書類及び動画、音声等データのみとする。
- c 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること
- d ヒアリングは1提案者あたり25分(説明15分+質疑応答10分)程度とし、順次提案者個々に行う。上記7(2)イで指示するアニメーション、ナレーション、音声、音響等データは対案者が各自でパソコンを持参し、放送、放映すること。インターネット環境が必要な場合は各自用意すること。なおプロジェクター及びスクリーンは契約担当部局が用意する。事前に動作確認を希望する場合は、審査前日までに下記問い合わせ先へ申し出ること。
- e ヒアリングにあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行いますので、留意願います。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

- a 8(2)イの後段に記す別記「提案書評価基準」にて指定されている「選定に係る特定評価項目」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
- b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、抽選により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、ヒアリングの結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その

他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)と同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記2(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(2)の提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記3の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに承諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記 8 に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別記 2 参照

(5) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。